

岩手県知事 達増拓也 様

2016年9月20日

日本共産党県議団

齊藤 信

高田 一郎

千田美津子

台風10号による豪雨災害への対応についての第二次申し入れ

8月30日、岩手県に上陸した台風10号による豪雨災害の復旧・復興に精力的に取り組まれていることに心から敬意を表します。3週間が経過しましたが、この間、国道106号、455号など内陸と沿岸を結ぶ基幹道路が片側通行を含め開通し、孤立集落が解消されるなど、復旧の取り組みは着実に進められています。9月20日現在、死者20名、行方不明者3名、全壊18棟、半壊890棟、一部損壊481棟、床上浸水630棟、被害総額は、1071億円を超える大規模なものとなっています。土木・農林水産業の被害とともに、商工・観光関係の被害額が224億円余となっていることは重大です。

この間、公共土木施設、農地等・農林水産業共同利用施設については全国規模で激甚災害（本激）指定となるとともに、宮古市、久慈市、岩泉町については激甚災害（局激）指定となり、中小企業信用保険法による災害関係保障の特例が適用となったことは重要です。また、宮古市、久慈市、岩泉町への被災者生活再建支援法の適用が示されたことも重要です。

しかし、被害調査も途上であり、災害の規模も大きいことから、被災者の生活再建にとっても、商店街・観光施設の再建、農林漁業の復旧にとっても、これまでにない抜本的な対策を講じることが求められています。

これまでの被災地調査を踏まえて以下の通り具体的な対策が講じられますよう、第二次の申し入れを行います。

記

1、被災者の命とくらしを守る生活再建の対策について

- 1) 避難所や被災した自宅等で避難生活を強いられている方々の命と健康を守る対策を強化すること。とりわけ介護が必要な高齢者や乳幼児を抱える家族に対する対策を講じること。避難所における生活環境の確保に向けた取り組みの「指針」に基づいて、プライバシーが確保される避難所生活と温かい食事の提供など徹底すること。
- 2) 保健師等による被災者訪問を徹底し、被災者の健康確保対策を講じること。
- 3) 東日本大震災の被災者と同様に、医療費・介護保険利用料等の免除を行うこと。
- 4) 応急仮設住宅の整備にあたっては、木造戸建ての住宅とするなど、住環境を配慮した住宅の整備を進めること。
- 5) 泥・ゴミ出しなどのボランティア支援をさらに強化し、災害廃棄物処理対策を強化すること。

- 2、被災者生活再建支援法の全県的な適用を図るとともに、独自の支援策を講じること。
 - 1) 被害状況調査を進め、全県的な被災者生活再建支援法の適用を図ること。
 - 2) 半壊、一部損壊、床上浸水などの被災者に対する独自の支援策を講じること。
 - 3) 宮古市が実施している住宅応急修理上乘せ補助（総額 80 万円、災害救助法）、水道・下水道料金の免除（基本料金のみ・2 か月間）の取り組みを広げること。
- 3、商工業・観光事業者の被害が大きいことから、東日本大震災並みの抜本的な対策を講じること。
 - 1) グループ補助の実施など東日本大震災並みの抜本的な対策が講じられるように国に強く求めること。高度化資金の適用を求めること。
 - 2) 県として、被災資産復旧費補助の適用、平成 25 年豪雨災害の時の特定被災地域復旧緊急支援交付金など、商工業者・商店街、観光事業者が再建できるよう、抜本的な対策を講じること。
 - 3) 熊本地震で国が対応した小規模事業者持続化補助金の被災地特例の実施を求めること。
 - 4) 災害復旧貸付制度の利用にあたっては、利子および保証料の軽減策を講じること。
 - 5) これまでのグループ補助等の返済金の猶予・延期措置を講じること。
 - 6) 被災地域の商工会議所・商工会への人的支援を含めた支援を強化すること。
 - 7) すでに自宅待機等の事態が生じていることから、休業保障と雇用確保の対策を講じること。
- 4、農林漁業被害の対策について
 - 1) 農地・農業用施設の復旧とともに、加工施設等の早期復旧を図ること。
 - 2) 水稲被害などについては共済の早期支払いを求めること。
 - 3) 林道・橋梁の復旧、山腹崩壊等の復旧に全力を挙げること。シイタケ栽培施設等の復旧への支援を行うこと。
 - 4) 大規模なサケ・マスふ化場被害の復旧に激甚指定の 9/10 補助の適用を強く求めること。
- 5、今回の災害の検証を進め、本格的な治水対策・河川改修を行い、災害に強い街づくりを進めること。
 - 1) 全国各地でこれまでにない災害を続けており、今回の台風 10 号による災害対応を全面的に検証し、何よりも人命優先の災害対策、災害に強い街づくりを進めること。
 - 2) 「氾濫注意水位」「避難判断水位」「氾濫危険水位」などの情報が、市町村長まで直ちに伝わるように、情報伝達体制を強化・改善すること。
 - 3) 「避難指示」「避難勧告」「避難準備情報」の趣旨を徹底し、市町村長は機敏の対応できるようにすること。地域住民・自主防災組織が主体的に対応できるように抜本的に取り組みを強化すること。
 - 4) 高齢者施設など災害弱者の施設整備の在り方、避難訓練と避難対策を抜本的に改善・強化すること。消防団・地域住民との連携強化を図ること。
 - 5) 河川の浚渫を含めた河川改修を強力に進めるとともに、排水ポンプの整備を図ること。
- 6、国に対し、東日本大震災、熊本地震等の対応策に準じた抜本的な取り組みを求めるとともに、被災した県・市町村が自由に活用できる特別交付税・復興基金の創設を求めること。
- 7、補正予算を含め、必要な対策を機敏に実行するため、臨時県議会の開催を検討すること。

以 上